

令和8年4月から

防犯対策用具の購入費の一部を補助します

喜茂別町防犯対策補助金について

近年増加する住宅侵入盗などの犯罪に対する住民の防犯対策を推進し、犯罪被害を未然に防ぐため、防犯対策費用の一部を補助します。



対象者

①～④のすべてに当てはまる方

- ①喜茂別町に居住し、住民登録がある方(世帯主)
- ②町税を滞納していない方
- ③暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にない方
- ④住宅の売買を目的として補助対象事業を行わない方

補助額

補助金の対象となる経費の**2分の1**(上限**10,000円**、100円未満切捨)

補助対象となる事業・経費

現に居住する住宅で行う防犯対策の**防犯設備の購入・設置に要した経費**

防犯カメラ(自宅撮影)、屋外人感センサー、モニター付きインターホン
センサーアラーム、防犯フィルム、防犯ガラス、防犯錠、防犯砂利、面格子、詐欺
被害防止電話機器の購入及び設置など

※設置費は対象となりますが、配送料や手数料は対象外です。

※CPマーク製品推奨

問い合わせ : 喜茂別町役場住民課住民係(IP 33-5007)

補助金を受け取るまでの流れ



申請受付期間

令和8年度分申請 **令和9年1月31日まで**

申請に必要な書類

- ・ 交付申請書兼請求書
- ・ 領収書またはレシートのコピー(品名、支払日、販売店名がわかるもの)
- ・ 補助対象事業の内容がわかる写真(設置後の写真等)



注意事項

- ・ 補助対象外になる品目もありますので、詳細は事前にお問い合わせください。
【補助対象外の例】 自宅撮影目的以外のカメラ、防犯ブザーなどの護身用具、ホームセキュリティなどのサービス契約、ドライブレコーダーなどのカー用品
- ・ 補助金の交付は1つの住宅につき1回を限度とします。
- ・ 同一敷地内に複数の住宅等がある場合においては、当該敷地に対して1回とします。ただし、住宅等の世帯主が異なるときの補助金の交付回数は、世帯主ごとにそれぞれ1回とします。

CPマークとは

防犯性能の高い建築部品に付けられるマークのことです。対象物品は「防犯性能の高い部品目録」として、HPで公開されています。詳しくはHPをご覧ください。

